

公 示

分任支出負担行為担当官
(分任契約担当官)
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 高野 靖 欣

関東補給処調達会計部が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次項のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業がありましたら、別記様式「随意契約への新規参入申込書」に必要な書類を添付して第2項の提出先までご提出ください。

1 要 件

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合
- キ 過去2か年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの。

2 提出先

〒300-0837

茨城県土浦市右廻2410

陸上自衛隊関東補給処調達会計部契約課審査班

電話029-842-1211（内線2237）

添付資料：別記様式

対象契約一覧表

別記様式

随意契約への新規参入申込書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
（分任契約担当官）
陸上自衛隊関東補給処
調 達 会 計 部 長 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 名

当社は、関東補給処調達会計部が行う随意契約への新規参入の申し込みについて（関東補給処公示第 号。令和 年 月 日）の対象契約一覧表掲載番号の品目に関し、新規参入の申し込みに必要な要件を満たしているので、証明する書類を添えて応募します。

添付書類：

※ 要件を満たすことを証明するために添付する書類の名称を記載する。

対象契約一覧表

番号	該当する契約	随意契約理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件
1	155mmりゅう弾砲FH70オーバーホールに係る契約	/	掲載終了	/
2	排水処理装置 役務（保守・整備・点検） 製造元：日本ワコン㈱	キ	30.2.1	該当する契約に必要な排水処理装置役務の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
3	排水処理装置 関連部品 製造元：日本ワコン㈱	キ	30.2.1	該当する契約に必要な排水処理装置関連部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
4	三菱重工業製装輪車両（重装輪回収車及び03式中距離地对空誘導弾（動力部）） 専用部品 製造元：三菱重工業㈱	キ	30.2.1	該当する契約に必要な三菱重工業製装輪車両（重装輪回収車及び03式中距離地对空誘導弾（動力部））専用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
5	三菱重工業製装軌車両（73式装甲車を除く） 専用部品 製造元：三菱重工業㈱	キ	30.2.1	該当する契約に必要な三菱重工業製装軌車両（73式装甲車を除く）専用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
6	三菱重工業製装軌・装輪車両用部品及び組部品及び機器・工具類 役務（診断・整備） 製造元：三菱重工業㈱	キ	30.2.1	該当する契約に必要な三菱重工業製装軌・装輪車両用部品及び組部品及び機器・工具類役務の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
7	日立製作所製装軌車両 専用部品 製造元：(株)日立製作所	キ	30.2.1	該当する契約に必要な日立製作所製装軌車両専用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
8	78式雪上車 専用部品 製造元：(株)大原鉄工所	キ	30.2.1	該当する契約に必要な78式雪上車専用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
9	日本製鋼所製火器部品 専用部品 製造元：日鋼特機㈱	キ	30.2.1	該当する契約に必要な日本製鋼所製火器専用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること

対象契約一覧表

番号	該当する契約	随意契約理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件
10	照準コリメータ 関連部品 製造元：(株)トプコン	キ	30.2.1	該当する契約に必要なとなる照準コリメータ関連部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
11	機動訓練評価装置（交戦訓練装置Ⅰ型・Ⅱ型） 部品 電池Ⅰ型・Ⅱ型（火器用） 製造元：東芝電波プロダクツ(株)	キ	30.2.1	該当する契約に必要なとなる機動訓練評価装置（交戦訓練装置Ⅰ型・Ⅱ型）部品 電池Ⅰ型・Ⅱ型（火器用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
12	81式短距離地对空誘導弾地上装置用組部品 役務（点検） 製造元：(株)東芝	キ	30.2.1	該当する契約に必要なとなる81式短距離地对空誘導弾地上装置用組部品役務の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
13	SAM-2 高圧ガス 容器再検査 製造元：(株)東芝	キ	30.2.1	該当する契約に必要なとなるSAM-2 高圧ガス容器再検査の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
14	SAM-2（B）高圧ガス 容器再検査 製造元：(株)東芝	キ	30.2.1	該当する契約に必要なとなるSAM-2（B）高圧ガス容器再検査の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
15	SAM-3 高圧ガス 容器再検査 製造元：(株)東芝	キ	30.2.1	該当する契約に必要なとなるSAM-3 高圧ガス容器再検査の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
16	計器校正用シェルタ 役務（整備） 製造元：日本トレクス(株)	キ	30.2.1	該当する契約に必要なとなる計器校正用シェルタ役務の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
17	機動訓練評価装置 （交戦訓練装置Ⅰ型・Ⅱ型及び総合戦闘射撃訓練場用備品） 部品 製造元：(株)日立国際電気	キ	31.2.1	該当する契約に必要なとなる機動訓練評価装置（交戦訓練装置Ⅰ型・Ⅱ型及び総合戦闘射撃訓練場用備品）部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
18	交戦訓練装置及び総合戦闘射撃訓練場用備品 役務（診断・整備） (株)日立国際電気	キ	31.2.1	該当する契約に必要なとなる 交戦訓練装置及び総合戦闘射撃訓練場用備品役務の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること

対象契約一覧表

番号	該当する契約	随意契約理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件
19	三菱重工業製火器部品 専用部品 製造元：三菱重工業㈱	キ	31.2.1	該当する契約に必要な三菱重工業製火器部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
20	いすゞ自動車製車両用部品 （純正部品） 製造元：いすゞ自動車(株)	キ	2.3.11	該当する契約に必要ないすゞ自動車製車両用部品の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
21	誘導武器部自動倉庫用機器等 保守整備（予防整備及び修復整備） 製造元：日立製作所	キ	2.3.11	該当する契約に必要な誘導武器部自動倉庫用機器等保守整備の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
22	誘導武器部品自動倉庫 整備・改修 製造元：日立製作所	キ	2.3.11	該当する契約に必要な誘導武器部品自動倉庫の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
23	誘導武器部品自動倉庫用中央処理装置周辺機器 保守・整備・部品 製造元：日立製作所	キ	2.3.11	該当する契約に必要な誘導武器部品自動倉庫用中央処理装置周辺機器の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること
	－ 以下余白 －			